

婦中町共通商品券

払戻し手続きのご案内

平成29年2月10日迄

婦中町共通商品券をご利用いただき、ありがとうございました。

平成20年11月を最後に発行を停止しておりましたが、平成28年10月末日をもって婦中町共通商品券の利用を終了いたしました。

なお、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、下記のとおり払戻し手続きをしますので、お手元に婦中町共通商品券がありましたら、お手数をお掛けしますが、婦中町共通商品券を富山市南商工会婦中支部センターにご持参のうえ、払戻し手続きをされますようお願い申し上げます。

◎払戻し手続きの対象

婦中町共通商品券（旧婦中町商工会発行） 未回収共通商品券

- ①婦中町共通商品券 無期限
- ②婦中町共通商品券 期限付(平成20年発行)
- ③婦中町共通商品券 期限付(平成19年発行)
- ④婦中町共通商品券 期限付(平成18年発行)
- ⑤婦中町共通商品券 期限付(平成17年発行)
- ⑥婦中町共通商品券 期限付(平成16年発行)
- ⑦婦中町共通商品券 期限付(平成15年10月発行)
- ⑧婦中町共通商品券 期限付(平成15年3月発行)
- ⑨婦中町共通商品券 期限付(平成14年発行)



注

上記②～⑨の期限付き商品券は、左記の商品券に「有効期限：平成〇年×月△日」というように有効期限が表示されています。

◎払戻し期間 平成28年11月1日～平成29年2月10日

但し、土・日・祝日および年末年始(12/29～1/3)は、事務局窓口は休みです。

◎払戻し場所 富山市南商工会 婦中支部センター 事務局窓口

営業時間 8時30分～17時30分

◎払戻しの申出及び払戻し方法

婦中町共通商品券を持参の上、口頭による払戻しのお申し出をしてください。

当該商品券と交換で、額面通り全額を現金にてお支払いします。

◎払戻し期限までに払戻しの申出をしない場合は、払戻し手続きから除斥扱いとなります。

お問合せ先 及び 払戻し事務局

富山市南商工会 婦中支部センター (旧婦中町商工会)

住所 富山市婦中町笹倉5番地 (〒939-2753)

TEL (076) 465 - 5700